

北上市訓令第2号

市長部局

北上市市長部局代決専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月28日

北上市長 高橋敏彦

北上市市長部局代決専決規程等の一部を改正する訓令

(北上市市長部局代決専決規程の一部改正)

第1条 北上市市長部局代決専決規程(平成3年北上市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決事項) 第9条 [略] 2・3 [略] 4 <u>保育所長及びこども療育センター園長</u> が専決できない事項については、健康こども部子育て支援課長が専決事項の範囲内で専決する。	(専決事項) 第9条 [略] 2・3 [略] 4 <u>保育所園長</u> が専決できない事項については、健康こども部子育て支援課長が専決事項の範囲内で専決する。 5 <u>こども療育センター園長</u> が専決できない事項については、 <u>健康こども部子育て世代包括支援センター所長</u> が専決事項の範囲内で専決する。
5 [略]	6 [略]

別表第1（第9条関係）

1 各部課等に共通する事務に係る専決事項

(1) 庶務に関する事項

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
その他	[略]			
	(5) 所掌事務に係る資料の収集	[略]		

[略]

(2) [略]

(3) 財務に関する事項

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
税外収入	[略]			
(強制徴収公債権)	(11) 徴収猶予及び換価の猶予の決定	[略]		
税外収入	[略]			

別表第1（第9条関係）

1 各部課等に共通する事務に係る専決事項

(1) 庶務に関する事項

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
その他	[略]			
	(5) 所掌事務に係る資料の収集	[略]		
	(6) 市長挨拶の原稿作成		軽易又は定例的なもの	

[略]

(2) [略]

(3) 財務に関する事項

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
税外収入	[略]			
(強制徴収公債権)	(11) 徴収猶予及び換価の猶予の決定	[略]		
	(12) 不納欠損処分		○	
税外収入	[略]			

(非強制 徴収債権)	(12) 放棄	[略]
[略]		

2 [略]

3 財務部に属する事務に係る専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 収納課

事務の種 類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
市税等の 不納欠損 処分	<u>滞納処分の執行停止</u>	[略]		
滞納処分 等	[略]	[略]		
	(6) 滞納処分に係る 交付要求	[略]		
[略]				

4 [略]

5 生活環境部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(非強制 徴収債権)	(12) 放棄	[略]		
	<u>(13) 不納欠損処分</u>		○	
[略]				

2 [略]

3 財務部に属する事務に係る専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 収納課

事務の種 類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
市税等の 不納欠損 処分	<u>不納欠損処分</u>	[略]		
滞納処分 等	[略]	[略]		
	(6) 滞納処分に係る 交付要求	[略]		
	<u>(7) 滞納処分の執行 停止</u>		○	
[略]				

4 [略]

5 生活環境部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(2) 環境政策課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
省エネルギー	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくエネルギー使用方法の改善、監視及び定期報告等に関すること	[略]		
[略]				

6 [略]

7 健康こども部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(2) 子育て支援課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
児童手当等	[略]	[略]		

(2) 環境政策課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
省エネルギー	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくエネルギー使用方法の改善、監視及び定期報告等に関すること	[略]		
[略]				

6 [略]

7 健康こども部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(2) 子育て支援課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
児童手当等	[略]	[略]		

こども療育センター	(1) こども療育センターの事業計画の承認		年間	月間
	(2) 訪問療育事業の許可及び取消し並びにその許可効力の停止			○

(3) 子育て世代包括支援センター

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
助産施設及び母子生活支援施設	[略]			

8 農林部に属する事務に係る専決事項

--	--	--	--	--

(3) 子育て世代包括支援センター

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
助産施設及び母子生活支援施設	[略]			
こども療育センター	(1) こども療育センターの事業計画の承認		年間	月間
	(2) 訪問療育事業の許可及び取消し並びにその許可効力の停止			○

8 農林部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(2) 農業振興課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
土地利用 型農業経営規模拡大促進	[略]			
	(3) 農業経営改善計画認定及び青年等就農計画の認定	[略]		
	(4) <u>農業次世代人材投資資金の青年等就農計画の認定</u>	[略]		
[略]				

9～11 [略]

(1) [略]

(2) 農業振興課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
土地利用 型農業経営規模拡大促進	[略]			
	(3) 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定	[略]		
	(4) <u>経営発展支援事業費補助金、就農準備資金及び経営開始資金の交付決定</u>	[略]		
[略]				

9～11 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正)

第2条 北上市長の権限に属する事務の補助執行規程（平成3年北上市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(選挙管理委員会事務局等の職員に補助執行させる事務)	(選挙管理委員会事務局等の職員に補助執行させる事務)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 前項に定めるもののほか、農業委員会事務局の職員について	2 前項に定めるもののほか、農業委員会事務局の職員について

ては、次の事務を補助執行させる。

(1) 農用地利用集積計画の作成及び公告に関すること。

(2) 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和55年政令第288号）の規定に基づく登記の嘱託に関すること。

3 前2項に掲げる事務について、委員会等の事務局の長の専決できる事項は、第4条第3項を準用する。この場合において、別表中予算の項を除き、「教育部長」とあるのは、「選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長」と読み替えるものとする。ただし、同表中、教育部長の欄に○印の記載があるとき又は何も記載がない場合は、課長の欄に記載されている事項を専決できる事項とする。

別表（第4条関係）

事務の種類	専決事項	決裁権者	
		教育部長	課長
税外収入（	[略]		

ては、次の事務を補助執行させる。

(1) 農用地利用集積等促進計画の認可並びに通知及び公告に関すること。

(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）の規定に基づく農用地利用集積計画の作成及び公告に関すること。

(3) 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく登記の嘱託に関すること。

3 前2項に掲げる事務について、委員会等の事務局の長の専決できる事項は、第4条第3項の規定を準用する。この場合において、「教育部長」とあるのは、「選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長」と読み替えるものとする。ただし、別表中、教育部長の欄に○印の記載があるとき又は何も記載がない場合は、課長の欄に記載されている事項を専決できる事項とする。

別表（第4条関係）

事務の種類	専決事項	決裁権者	
		教育部長	課長
税外収入（	[略]		

強制徴収公債権)	(11) 徴収猶予及び換価の猶予の決定	[略]	強制徴収公債権)	(11) 徴収猶予及び換価の猶予の決定	[略]	(12) 不納欠損処分	○
	税外収入 (非強制徴収債権)	[略]		税外収入 (非強制徴収債権)	[略]		(12) 放棄
[略]			[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市職員服務規程の一部改正)

第3条 北上市職員服務規程（平成3年北上市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>(4) 本庁の参事、課長（危機管理課長及び会計課長を除く。）及び所長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(5) 本庁の職員で部長、参事、課長及び所長以外の者並びに出先機関の長</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		(4) 本庁の参事、課長（危機管理課長及び会計課長を除く。）及び所長	[略]	(5) 本庁の職員で部長、参事、課長及び所長以外の者並びに出先機関の長	[略]	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>(4) 本庁の参事、<u>技監</u>、課長（危機管理課長及び会計課長を除く。）及び所長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(5) 本庁の職員で部長、参事、<u>技監</u>、課長及び所長以外の者並びに出先機関の長</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		(4) 本庁の参事、 <u>技監</u> 、課長（危機管理課長及び会計課長を除く。）及び所長	[略]	(5) 本庁の職員で部長、参事、 <u>技監</u> 、課長及び所長以外の者並びに出先機関の長	[略]
[略]													
(4) 本庁の参事、課長（危機管理課長及び会計課長を除く。）及び所長	[略]												
(5) 本庁の職員で部長、参事、課長及び所長以外の者並びに出先機関の長	[略]												
[略]													
(4) 本庁の参事、 <u>技監</u> 、課長（危機管理課長及び会計課長を除く。）及び所長	[略]												
(5) 本庁の職員で部長、参事、 <u>技監</u> 、課長及び所長以外の者並びに出先機関の長	[略]												

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。